

東海市災害廃棄物処理計画(概要版) 1/4

第1章 総則

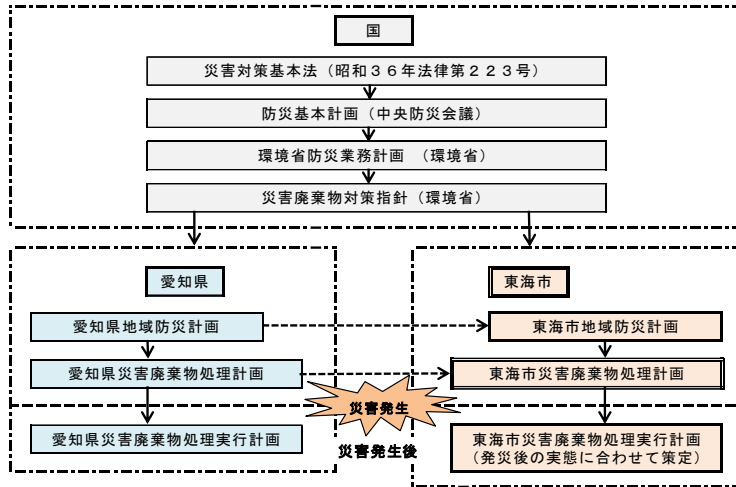
【本計画の目的】

「東海市災害廃棄物処理計画」(以下「本計画」という。)は、南海トラフ地震、大型の台風や集中豪雨等の大規模災害により発生が想定される災害廃棄物を適正に処理することで災害からの復旧・復興を後押しするとともに、市民が安心・安全に暮らすことができるまちづくりを実現することを目的とするものです。

なお、本計画は大量に発生することが想定される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な指針となるものであり、災害発生時には、速やかに東海市災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、被害状況や災害廃棄物の発生状況に応じて柔軟に対応することとします。

【位置付け】

本計画は、「東海市地域防災計画」(以下「地域防災計画」という。)を災害廃棄物の処理において補完するものです。



【対象とする災害】

「東海市災害対策活動要綱」により東海市災害対策本部を設置する場合とし、地震・津波災害及び風水害、その他自然災害を対象とします。

対象とする災害	概要
地震・津波災害	地震の揺れに加え、これにより発生する津波、火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とする。
風水害、その他自然災害	台風、高潮、集中豪雨、洪水、土砂災害等

【対象とする災害廃棄物等】

対象とする廃棄物等は、通常的生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物(片付けごみや損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物)とします。

【災害廃棄物発生量の推計】

災害廃棄物発生量の推計値は、発災後、実際の被害状況を踏まえての発生量を推計するとともに、実行計画に反映させるものとします。

＜地震・津波災害における災害廃棄物等発生量の推計＞(t)

可燃物	不燃物	小計	津波堆積物	合計
66,223	530,637	596,860	51,100	647,959

＜洪水における災害廃棄物等発生量の推計＞(t)

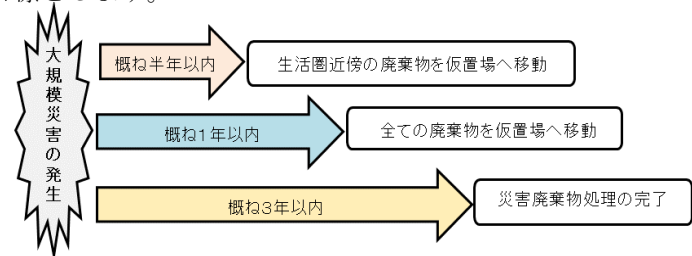
可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計
10	10	10	20	0	10	100

＜土砂災害における災害廃棄物等発生量の推計＞(t)

可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計
3	2	7	3	0	372	389

【大規模災害時における目標スケジュール】

住民が生活を営んでいる近傍にある災害廃棄物を速やかに(概ね半年以内)仮置場への移動を行い、全ての廃棄物を概ね1年以内に仮置場へ移動させるものとします。なお、災害廃棄物処理の完了につきましては、概ね3年以内を目標とします。



第2章 災害廃棄物処理等の基本方針

1 公衆衛生の確保及び生活環境の保全

発災時においては、災害廃棄物のみならず、通常的一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要であるため、迅速かつ適正な対応を行う。

2 計画的な対応・処理

発災時には、本計画に基づき速やかに「実行計画」を策定し、災害廃棄物の発生量推計に応じた計画的な処理体制を確保するとともに、定期的、継続的に情報収集を行い、災害廃棄物の処理状況等に応じて段階的に見直しを行うこととする。

なお、速やかな実行計画策定のため、必要事項を予め整理することとする。

3 仮置場の安全確保・環境汚染対策

仮置場においては、昼等の災害廃棄物の発酵に伴い発生するガスによる火災や危険物の混入による傷病の発生、有害物質の飛散・流出防止などの対策を行い、搬入者や作業員の安全確保、環境汚染対策に努めることとする。

4 分別・選別の徹底及び再資源化の促進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理につなげるとともに、仮置場等での選別の徹底及び資源化の促進により、最終処分量の軽減を図ることとする。

5 人材育成・訓練

発災時に迅速かつ的確に業務を遂行することができるよう、平常時から職員の理解を深めるとともに、過去の災害に関する情報収集、県などが開催する研修会等への参加などを積極的に行い、人材育成を図ることとする。

6 職員の安全・健康の確保

長期的に安定した災害廃棄物の処理が可能となるよう、適正な人員配置、交代勤務による過重労働の回避、交代要員の確保及びボランティア等への支援要請などを行い、適正な労務管理に努めることとする。

【組織体制、連絡及び協力体制】

発災時の迅速な初期活動及び効率的な災害廃棄物の処理のため、あらかじめ組織体制を定め、対策の役割の明確化を図ります。

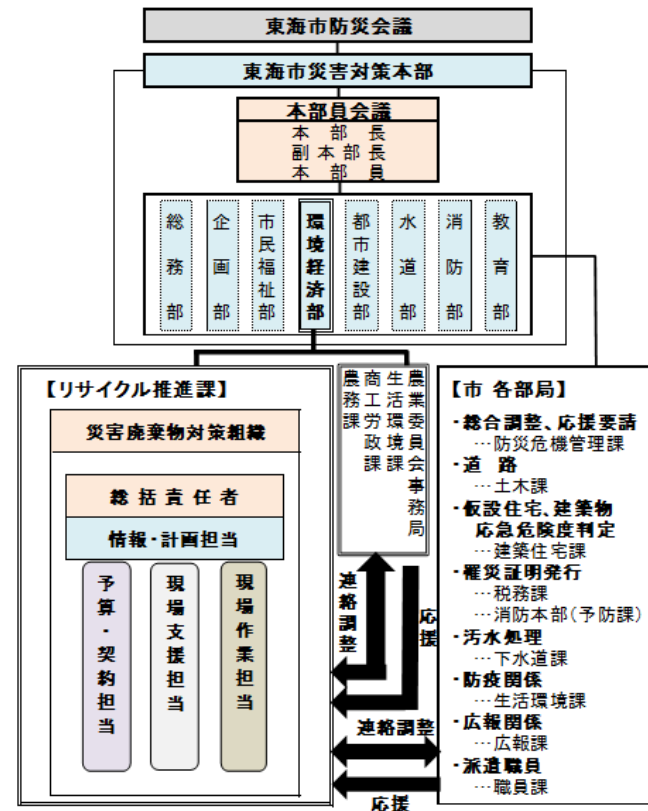
なお、組織体制を定めるにあたっては、混乱を防ぐため、情報の一元化に留意します。

【災害廃棄物対策組織】

リサイクル推進課内に、総括責任者、情報・計画担当、予算・契約担当、現場支援担当、現場作業担当を配置して、災害廃棄物の処理にあたります。

なお、災害廃棄物対策組織の運営にあたっては、東海市災害対策本部との連携を図るとともに、関係部局との緊密な連絡調整、応援を得て円滑な災害廃棄物の処理に努めます。

＜災害廃棄物対策組織図＞

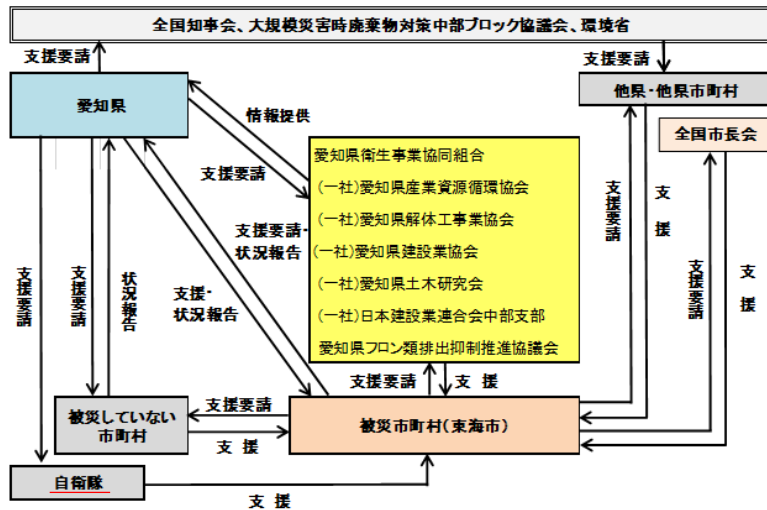


【災害時の協力・支援体制】

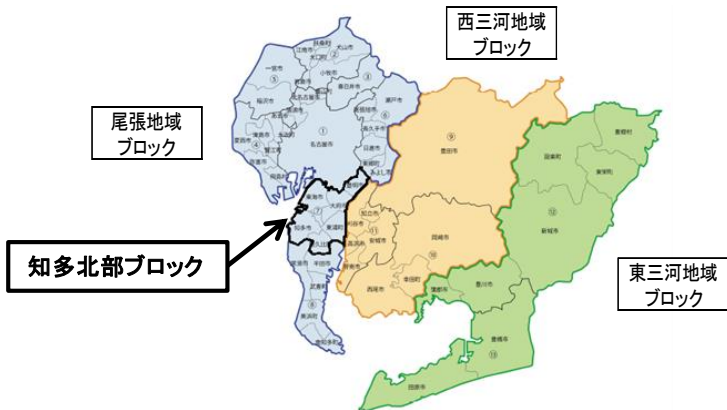
災害廃棄物を自ら処理することが困難な場合、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づく広域化ブロック（知多北部ブロック）内の他市町、相互応援協定を締結している市町や一般社団法人愛知県産業資源循環協会との相互援助協定に基づき支援要請を行います。

また、広域化ブロック（知多北部ブロック）等でも対応できない場合は、速やかに全国市長会へ支援要請を行うとともに、県計画に基づく尾張地域ブロックの他市町村への支援要請や「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づく県外市町村への支援要請などを行うこととします。

＜災害時の協力・支援体制＞



＜地域ブロック＞



【住民等への広報】

災害時には、災害廃棄物や生活ごみの適正な分別・収集方法等に関する情報について、関係課と連携し、住民等（住民、事業者、NPO、ボランティアを含む）へ広報を行います。

＜広報の手段（例）＞

広報の手段		情提提供の方法
ア	報道機関 (テレビ、ラジオ放送局、通信社、新聞社)	報道機関への情報提供
イ	防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部に一体の地域に設置された防災スピーカー(21箇所)からの放送 拠点避難所、避難可能箇所、公共公益施設及び医療機関等の館内放送
ウ	コミュニティFMやケーブルテレビ	コミュニティFMやケーブルテレビの放送
エ	Webサイト掲載及びLINE等のソーシャルメディア	インターネットによる情報提供
オ	スマートフォン・タブレット端末用生活情報アプリ東海なび	インターネットによる情報提供
カ	電話、携帯電話	電話、FAX、メールの利用
キ	広報紙等	広報紙等の配布
ク	広報車	広報車の巡回
ケ	掲示板	貼紙
コ	その他広報手段	メッセージボード付自販機

第3章 災害廃棄物等の処理

【災害廃棄物の処理】

- ・災害廃棄物が多量に発生する場合は、廃棄物の仮置場を設けるなど、通常の生活ごみとは別の処理体制を確立し、適正な処理に努めます。
- ・被災現場、仮置場での分別などを通して災害廃棄物の再利用、資源化に努め、焼却処理量及び最終処分量の削減を図ります。
- ・可燃物の処理方法は、西知多クリーンセンターでの処理、民間委託、広域処理等の中から発生状況を考慮して選定します。

【生活ごみ・避難所ごみの処理】

- ・道路の不通や渋滞による収集効率の低下、平常時と違う場所への排出などに対応し、避難所をはじめとする市内の衛生状態の悪化を防ぎます。
- ・ごみの収集は、原則として平常時と同じ委託体制を継続しますが、状況に応じた収集、他の市町村等への支援要請などを行います。
- ・収集した生活ごみ・避難所ごみは、西知多クリーンセンターで焼却し、最終生成物(焼却灰や飛灰)については、可能な限り外部での資源化を図ることを原則とします。施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、他の市町村や民間業者に処理を要請するものとします。

【処理困難物の処理】

- ・処理困難物は、市内の衛生環境を守るために必要な場合は、期間を予め設定し、廃棄物の種類に応じ適切な対策を講じたうえで、受入れ、隔離保管等の実施を検討します。

【損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)】

- ・速やかな復旧・復興を目的に、応急危険度判定、住宅の被害認定調査の結果を踏まえて道路管理者をはじめとする復旧・復興作業を実施する関係課等と協議し、優先順位を決定したうえで計画的に行います。

【し尿の処理】

- ・大量発生が予想される避難所及び断水世帯等での発生に対応するため、速やかに効率的な収集体制を確立し、市内の衛生状態の維持に努めます。
- ・平常時のし尿の収集、処理が困難な場合は、状況に応じ下水道マンホールへの投入や他の市町村等へ処理要請などを行います。

第4章 災害廃棄物処理実行計画

【災害廃棄物実行計画】

本計画を基に、実際の被災状況に応じて、災害廃棄物の発生量の推計を行い、「実行計画」を策定する必要があるため、実行計画の項目、災害廃棄物の発生量の推計方法などを事前に定めておき、発災後において、災害廃棄物等の迅速な処理に努めます。

＜実行計画に基づく進捗管理＞

